

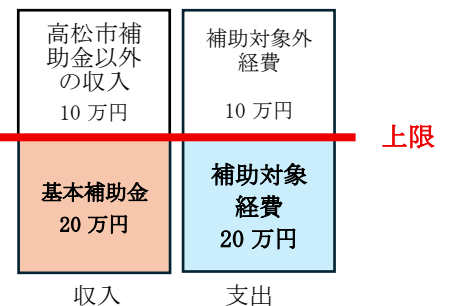
## 補助金について

## I 基本補助金

ア	一般参加者が100人以上	最大30万円/1件
イ	一般参加者が100人未満かつ開催日が1日	最大5万円/1件
ウ	一般参加者が100人未満かつ開催日が2日以上	最大10万円/1件
エ	イベント以外の事業	最大5万円/1件

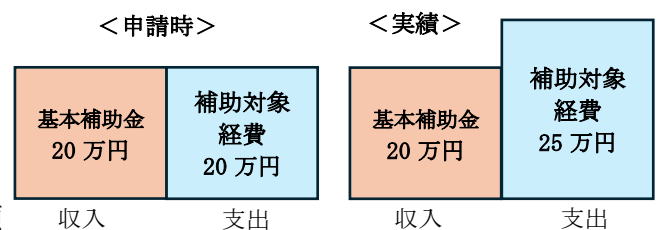
- (1) インターネット上での参加者は、一般参加者としてカウントすることはできません。
- (2) 「ア」で申請していた場合でも、イベント開催後、参加者が100人に満たなかった場合は、「イ」または「ウ」の補助上限額に変更となります。
- (3) 補助金の使途については、募集要項の「8 補助対象経費」に定められているものに限ります。
- (4) 補助金の1,000円未満の端数が出た場合は切り捨てとなります。

- (5) 補助対象経費の合計額を超える補助金は交付できません。
- (例) 「ア」の基本補助金30万円を申請しても、補助対象経費が20万円だった場合、基本補助金の交付額は20万円となります。

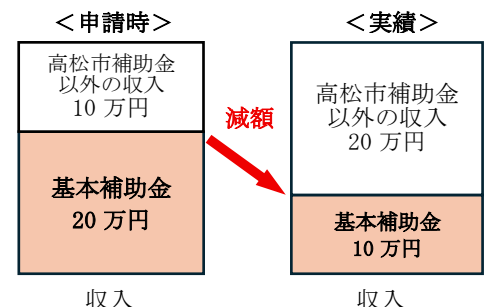


- (6) 交付決定後に、申請時に提出された収支予算書の補助対象経費の合計額が増加した場合、補助金の増額はできません。

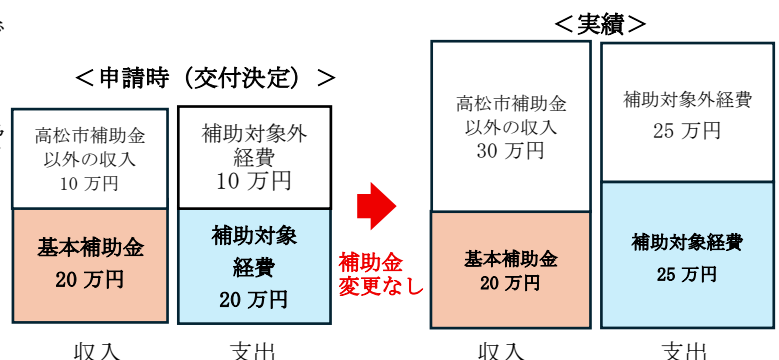
- (例) 「ア」の基本補助金として20万円の交付決定を受けていた場合、交付決定後に補助対象経費の合計額が25万円に増加しても、補助金の交付額は20万円となります。



- (7) 申請時の収支予算書における補助金以外の収入(自己資金、助成金、協賛金等)が増加した場合、原則、増加した分は、補助金が減額となります。



ただし、補助金以外の収入の増加した場合であっても全ての増加額を事業に必要な経費として支出した場合で、かつ、補助対象経費の合計額が補助金の交付決定額以上である場合には、補助金の減額はありません。



## Ⅱ 加算の算定対象となる収入の30%にあたる額を加算

加算額：最大80万円/1件（基本補助金と併せて最大110万円/1件）

※加算の対象となるのは、「ア 一般参加者が100人以上」に採択された事業に限ります。

- (1) 「加算の算定対象となる収入」とは、企業や個人からの出店料、協賛金、寄付金等のことを指します。「自己資金」や、公財、一社等からの「補助金」及び「助成金」は含むことができません。

区分	金額	摘要
出店料	20,000	10,000円×2店舗
協賛金	80,000	10,000円×8口
自己資金	20,000	
高松市補助金	330,000	内訳：基本補助金（300,000円） 加算額（30,000円）
計	450,000	

①加算の算定対象となる収入

②加算の算定対象外となる収入

③補助金

※「加算額（千円未満は切り捨てします）」＝「①加算の算定対象となる収入」×0.3

- (2) イベント終了後に「加算の算定対象となる収入」が減額した場合は、加算額についても減額となります。「加算の算定対象となる収入」が増額した場合も、申請時の補助金を上回って補助することはありません。
- (3) 前述「Ⅰ 基本補助金」(3)～(7)の規定については、加算額にも同様に適用します。
- (4) 「加算の算定対象となる収入」については証拠となる資料の提出が必要です。（例えば、協賛金の申込書と入金したことがわかる通帳の写しのセット）証拠が出せないものについては、「加算の算定対象となる収入」に含むことができません。加算の算定対象外となる収入については提出不要です。